

## 函館市L P ガス利用者負担軽減支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市L P ガス利用者負担軽減支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、函館市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「工業用利用者」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受けるL P ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する「液化石油ガス」をいう。）を工業用に使用する者であって、函館市内を使用場所とする契約を有する者をいう。ただし、移動可能な容器を用いて質量販売により供給を受ける者および液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等は含まない。

2 この要綱において、「L P ガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者およびガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者であって、工業用利用者にL P ガスを販売する者をいう。

### (目的)

第3条 本補助金は、L P ガス販売事業者が行う、工業用利用者に対する支援に係る経費について補助することにより、エネルギー価格高騰の影響を受けている工業用利用者の負担軽減を図ることを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、L P ガス販売事業者とする。

### (補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が工業用利用者に対し、令和5年2月検針分から令和5年10月検針分(質量販売の場合にあつては、令和5年2月供給分から令和5年10月供給分)において請求したLPガス料金のうち、最も高い金額に相当する額を支援金として補助事業者が工業用利用者へ交付する事業をいう。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)および補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式の補助金交付申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 補助対象経費内訳書(別記第2号様式)

(2) 第5条に規定する、補助事業者が工業用利用者に対し請求した最も高い金額のLPガス料金を確認できる書類の写し(請求書控え、口座振替済通知控え等)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請期間は、令和5年10月1日から令和5年11月30日までとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を規則共通第5号様式または規則共通第6号様式により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ規則共通第7号様式の取下書または規則共通第8号様式を提出し、規則共通第10号様式による市長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止しようとする場合

(2) 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、令和6年1月31日までに工業用利用者に支援金を交付するものとし、支援金の交付は1契約あたり1回とする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に規則共通第11号様式の補助事業等実績報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 補助対象経費内訳書（別記第2号様式）

(2) 支援金の支払いが確認できる書類の写し（対象となる工業用利用者の名称が明記された振込明細書等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定および交付)

第12条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その額を規則共通第12号様式の補助金等の額の確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の額の確定後において交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれらに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、当該補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項および第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、規則共通第10号様式により通知するとともに、取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況報告および調査)

第14条 市長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、帳簿その他の必要な事項について、補助事業者に報告させ、または職員に現地調査を行わせることができる。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前に開始した補助対象事業であって、市長が特に必要と認めるものについては、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助事業者が工業用利用者に対し交付する支援金	<p>補助事業者が工業用利用者に対し、令和5年2月検針分から令和5年10月検針分（質量販売の場合にあつては、令和5年2月供給分から令和5年10月供給分）において請求したLPガス料金のうち、最も高い金額（消費税等相当額を含む）に相当する額</p> <p>■ 1契約あたり上限10万円（最も高い金額が2千円以下の場合は2千円）</p>
補助事業者が支援金を交付するための経費等	補助事業者1者あたり3万円